

平成 29 年度 事後評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	大阪国際空港周辺緑地（利用緑地）整備事業												
担当部署	政策企画部 戦略事業室 空港・広域インフラ課 空政グループ（連絡先 06-6944-6564）												
事業箇所	大阪府豊中市 利倉東 1 丁目、2 丁目、服部西町 4 丁目、5 丁目、 服部寿町 3 丁目、4 丁目、5 丁目												
事業目的及び 事業内容	<p>【事業目的】</p> <p>○大阪国際空港周辺では、昭和 39 年のジェット機就航以来、航空機騒音問題が顕著となったため、国は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音障害防止法）」を昭和 42 年 8 月に制定し、騒音区域の設定、騒音激甚地区における移転補償、公共施設の防音対策事業を進めた。</p> <p>また、昭和 49 年 3 月に航空機騒音障害防止法が改正され、住宅の防音対策事業や騒音激甚地区の緑地帯整備が位置付けられるとともに、大阪府知事・兵庫県知事が共同で、国が騒音激甚地区を緑地帯として整備すること等を内容とする「大阪国際空港周辺整備計画」を策定した。</p> <p>○その後、移転補償の進捗に伴い虫食い状の移転跡地が増加し、地域コミュニティのまとまりが失われるなど住民生活に問題を引き起こすこととなったことから、騒音激甚地区における計画的な土地利用を進めるため、都市計画の手法を用いて緑地整備を進めることとなった。</p> <p>○緑地整備区域のうち、緩衝緑地（空港隣接地及び航路直下の区域）については、国土交通省と豊中市が、利用緑地については大阪府が整備することとした。</p> <p>○利用緑地整備事業の経過</p> <p>S58.6.14 運輸省（現国土交通省航空局、以下「航空局」と表現）と建設省（現国土交通省都市局、以下「都市局」と表現）との役割分担を覚書により決定</p> <p>S58.8.31 大阪府と運輸省との役割を覚書により確認</p> <p>S62.2.27 大阪国際空港周辺緑地 都市計画決定</p> <p>S63.1.13 利用緑地事業一部区域 都市計画事業承認・認可</p> <p>H6.9.22 利用緑地事業残区域 都市計画事業変更承認・認可</p> <p>H12～ 都市局補助施設整備事業実施</p> <p>H14.3.29 国土交通省・大阪府・豊中市の役割を覚書により確認</p> <p>H21 府建設事業評価委員会 再評価</p> <p>H26.3 利用緑地事業 都市計画事業終了</p> <p><利用緑地整備事業の役割分担></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>用地補償※</td> <td>緑地整備工事</td> <td>管理者(完成後)</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>国土交通省</td> <td>大阪府</td> <td>豊中市</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>国土交通省</td> <td>大阪府+国土交通省補助 施設整備：都市局 基盤整備：航空局 (H24.7～新関西国際空港(株)助成)</td> <td>豊中市</td> </tr> </table> <p>※用地補償は国土交通省が住宅等移転補償事業として実施。一部は大阪府実施</p> <p>【事業内容】</p> <p>○航空機の騒音、排ガス等を軽減・緩和する環境対策及び防災対策を図るため、緑地を整備（S63.1.13 都市計画事業承認・認可、H6.9.22 変更承認・認可）。</p> <p>○近隣住民に緑の景観と自然とのふれあいの場を提供し、日常的に利用できる施設、とりわけスポーツ・レクリエーション・健康増進のための施設を設置。</p> <p>○整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備した用地面積 13.3ha（都市計画決定面積 13.5ha の 98.7%） ・芝生広場 3 か所、遊戯広場等 3 か所、野球場 2 面、テニスコート 8 面、サッカー・ラグビー場 1 面、駐車場 3 か所、管理棟 1 棟 		用地補償※	緑地整備工事	管理者(完成後)	実施主体	国土交通省	大阪府	豊中市	費用負担	国土交通省	大阪府+国土交通省補助 施設整備：都市局 基盤整備：航空局 (H24.7～新関西国際空港(株)助成)	豊中市
	用地補償※	緑地整備工事	管理者(完成後)										
実施主体	国土交通省	大阪府	豊中市										
費用負担	国土交通省	大阪府+国土交通省補助 施設整備：都市局 基盤整備：航空局 (H24.7～新関西国際空港(株)助成)	豊中市										

関連事業とその現状	○空港周辺対策事業 ・大阪国際空港周辺緑地（緩衝緑地）整備事業（国事業、一部豊中市施行） I 期事業 H14.4～H24.3、II 期事業未定 ・住宅等移転補償事業（国事業、H24.7 から新関西国際空港(株)、H28.4 から関西エアポート(株)事業） ・住宅・学校等公共施設防音工事事業（国事業、H24.7 から新関西国際空港(株)、H28.4 から関西エアポート(株)事業、一部府補助） ○地域スイミングセンター事業（豊中市事業）H9～H11
社会経済情勢の変化	○最終評価時点（H21 再評価）と完成時点（H26）とで、本事業をとりまく社会経済情勢に特段の変化はみられない。なお、H24.7 大阪国際空港と関西国際空港の経営統合により、国土交通省の役割は新関西国際空港(株)に承継。
事業実施による自然環境の変化	○樹林と芝生を基本とし、駐車場緑化や屋上緑化を取り入れることにより、緑を増やすとともに、ヒートアイランドの緩和を図った。 ○自然環境に配慮し、ビオトープや自然学習センターを整備した。 ○地域の浸水被害を防ぐため、芝生広場に大雨を溜め込み徐々に排水する機能を整備した。
最終評価時の意見 具申（付帯意見） と府の対応	【最終評価時の意見】 今後大阪国際空港のあり方議論などで具体的な動きがあれば留意すべきと考えるが、現時点では事業の継続は妥当である。 【府の対応】 事業継続とする。

2 事業効果の分析等

	最終評価時点 H21	事後評価時点 H29	変動要因の分析
事業費	緑地整備工事費約 30.1 億円 〔国等：14 億円、府：16.1 億円〕	緑地整備工事費約 27.8 億円 〔国等：13.1 億円、府：14.7 億円〕	買収用地の減少等
経過 ①事業期間 ②採択年度 ③着工年度 ④完成年度	①21 年 ②H5 ③H9 ④H25	①21 年 ②H5 ③H9 ④H25	予定通り
定量的効果 (費用便益分析等)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺整備における費用便益分析が確立されていないため、利用者数を代替指標とした。 ・完成時の利用者数は、2,150 人/日（休日）程度を見込む。 ・9.7ha 開設段階（平成 21 年度） ①緑地利用者数推計：1,700 人/日（平成 21 年 9 月祝日） ③有料施設年間利用者数：17 万 4 千人 <p>【受益者】 周辺住民、公園利用者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港周辺整備における費用便益分析が確立されていないため、利用者数を代替指標とした。 ・完成時の利用者数は、2,170 人/日（休日）程度。 ※算出方法 2,170 人/日 ÷ ①1700 人/日 × (②22.2 万人/③17.4 万人) ②完成時（平成 26 年度）の有料施設年間利用者数 22.2 万人 <p>【受益者】 周辺住民、公園利用者</p>	完成時の利用者数は概ね見込み通り

<p>事業効果の 定性的分析 (安心・安全、活力、 快適性等の有効性)</p>	<p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機公害の特に著しい空港近接地区については、日常生活における被害のみならず健康被害に訴えも多く、住環境としては不適切であるため、緑地等の住宅以外の土地利用に転換整備を図ることにより、健康被害を軽減することが出来る。 ・航空機騒音防止法による移転補償等により、事業地周辺は、国有地が虫食い状況になり、コミュニティの荒廃が深刻化している。緑地として一体整備することにより、この状態を早期に解消することが出来る。 ・航空機騒音の緩和・排気ガスの低減や、災害発生時の緩衝機能と、芝生広場・遊戯広場・球技場の利用を通じたレクリエーション機能で周辺住民の生活環境の改善を図ることができる。 <p>【受益者】 周辺住民、公園利用者</p>	<p>【効果項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機公害の特に著しい空港近接地区が、緑地として整備され、環境改善が図られた。 ・周辺住民が日常的に利用できる緑地を計画的に整備することにより、地域社会の構築に寄与した。 ・航空機騒音等の影響の軽減や防災機能、レクリエーション機能により、周辺住民の生活環境が改善された。 <p>【受益者】 周辺住民、公園利用者</p>	<p>所期の目的を達している。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>完成後の管理は豊中市に引継済み。</p>		

3 評価結果と今後の同種事業に対する改善措置等

<p>評価結果 (事業効果の発現 状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・13.5haの事業計画中、地権者等の同意を得られなかった未買収地を除く13.3haの整備を完了した。 ・事業の完了により、緑地への転換による周辺住民の生活環境の改善や、地域コミュニティの回復等、当初の事業目的が達成された。 ・全街区が供用された平成26年度の年間利用者は約22万人（有料施設利用者数）であり、地域住民に有効活用されている。
<p>今後の同種事業に対する改善措置等</p>	<p>特になし</p>